

京都市消防局訓令甲第1号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成24年7月6日

京都市消防局長 長谷川 純

第17条第2項ただし書中「第85条第7項」の右に「及び同条第9項」を加える。

別表第1消防機械の項中 「

練習車

」 を 「

練習車
機動二輪車

」 に改める。

附 則

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

(消防局警防部装備課)